

令和3年6月1日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会長 小磯 修二

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業～上川・留萌地域
『道北アクティビティ×「酒と食」周遊促進事業』
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記の通り企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業～上川・留萌地域
『道北アクティビティ×「酒と食」周遊促進事業』

2. 事業目的

道北地域は、手つかずの大自然が残り、世界に誇るべきパウダースノーがあるなど、アウトドア愛好家にとって魅力的な地域ではあるが、旅行関係者にさえも知名度が低いことからツアー商品の造成が進んでいない状況にある。これまで培ってきたアウトドア体験コンテンツ、これまでも優位性があったパウダースノーと、近年ブルワリー・ワイナリーの新規開設等により魅力度を増してきた地域の「お酒」や酒に合う「食」資源を結合させた滞在プランを造成し、上川・留萌地域への誘客促進を図る。

3. 実施期間 契約締結日～令和3年3月10日（予定）

4. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明をすること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

表明期限：令和3年6月8日（火）17:00まで

表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部広域観光部（担当：小室）

TEL：011-231-0941 Email：saori_komuro@visithkd.or.jp

表明方法：メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）

※会社名、部署名、氏名、電話、Emailは必須

* 新型コロナウイルス感染症対策として、事業説明会は実施しない。質疑については、メールにて本日より、6月4日（金）15時まで受付け・回答とします。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援本部
広域観光部 小室
電話：011-231-0941 FAX：011-232-5064
E-Mail：saori_komuro@visithkd.or.jp

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業～上川・留萌地域
『道北アクティビティ×「酒と食」周遊促進事業』企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的

道北地域は、手つかずの大自然が残り、世界に誇るべきパウダースノーがあるなど、アウトドア愛好家にとって魅力的な地域ではあるが、旅行関係者にさえも知名度が低いことからツアー商品の造成が進んでいない状況にある。これまで培ってきたアウトドア体験コンテンツ、これまでも優位性があったパウダースノーと、近年ブルワリー・ワイナリーの新規開設等により魅力度を増してきた地域の「お酒」や酒に合う「食」資源を結合させた滞在プランを造成し、上川・留萌地域への誘客促進を図る。

2. 事業対象地域

上川・留萌地域

(主に旭川市、士別市、名寄市、美深町、留萌市)

3. ターゲット国

夏季：台湾

冬季：オーストラリア

4. ターゲット属性

夏季：ファミリー層

冬季：長期滞在スキー愛好層

5. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

6. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1人以上、単体法人等は自らが、必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること
 - ⑤ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
 - ⑥ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- ⑦ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案（プロポーザル）に参加する者でないこと。
- (4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
- ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

7. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約とする。
※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

8. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～令和4年3月10日（予定）

(2) 業務スケジュール

6月 1日（火）	企画提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始
6月 8日（火）17:00	企画提案参加表明締切
6月 22日（火）15:00	企画提案書の提出期限
6月下旬	企画提案の審査、委託事業者決定
6月下旬～7月上旬	契約締結・委託決定事業者による現地での事業説明会開催・業務開始
令和4年 3月10日（木）予定	全事業終了、事業報告書作成提出、精算

*新型コロナウイルス感染症対策として、事業説明会は実施しない。質疑については、メールにて本日より6月4日（金）15時までの受け付け・回答とします。

9. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：令和3年6月8日（火）17:00

(2) 表 明 先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部広域観光部（担当：小室）

TEL：011-231-2900 Email：saori_komuro@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：メールにて行うこと（※様式は任意、メール本文で可）。

※会社名、部署名、氏名、電話、Emailは必須

10. 委託業務内容

事業内容について対象となる地域へのヒアリングは上川総合振興局と事前に協議の上実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を提案すること。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。また、本事業は観光庁の「令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用して実施するものであることから、本指示書及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱」に基づき実施するものとする。

※【担当連絡先】上川総合振興局産業振興部 商工労働観光課 食・観光戦略室室長 福田 勝志

TEL：0166-46-5196

- ・ ワークショップ開催による、ツアー商品造成のための検討・整備
アクティビティ開発・整備（新規体験メニュー開発や、感染症対策検討・整備）、商品化のための二次交通の検討
- ・ 専門家等招請による、ツアー商品化検討

- 上記アクティビティ・感染症対策の検証、PR方法・媒体等検討（各コンテンツのPR手法検討・試行）
・道北スキー場・冬期アクティビティを紹介するパンフレットの作成

(1) 滞在コンテンツ造成事業

- ① ワークショップ開催
- ② 体験型・滞在型コンテンツ等企画開発
- ③ 旅行商品造成のための旅行会社等招請

※夏期・冬期ともに次の手順を基本として進めることとする。

Step1： 参画地域自治体・事業者により行う、滞在プランの検討。今回テーマが「酒」に係る事業関係者（酒蔵など）にも参画いただき、酒蔵を使った観光滞在コンテンツも併せ検討を進める

Step2： 同じく、ウィズコロナ対応としての感染症対策の検討を行う。可能な限り感染症対策の専門家をワークショップに招いて実施

Step3： 旅行会社等の専門家を招請したうえで、Step1により検討を行った滞在プラン、Step2により検討した感染症対策を検証する

Step4： 専門家との意見交換によりさらに改善を行い、商品化を進める

(地域資源一例)

- ・ 天塩川（カヌーの適地）、レンタサイクル拠点（旭川駅ほか、道北地域の道の駅等に配備）、酒蔵・ブルワリー・ワイナリー（旭川市：男山・高砂酒造・合同酒精・大雪地ビール／名寄市：ワイナリー森臥／美深町：美深白樺ブルワリー）、冬季：雪質の良い道北各スキー場 等

(コンテンツ一例)

夏期

- ・ アウトドアを楽しみながら、地域の食（酒）資源を組み合わせて楽しめる体験コンテンツの造成
- ・ カヌーを楽しみながら、キャンプ（または宿泊）時には地元クラフトビールを楽しめるプラン
- ・ サイクリングを楽しみながら、地元の食（もち米・ジンギスカンなど）を楽しめ、ワイナリー見学もできるプラン
- ・ 旭川市内をトレッキング・カヌー下り・サイクリング等しながら、地酒を楽しめるプラン

冬期

- ・ スキーや冬期アクティビティを楽しみながら、道北地域に長期滞在できるプラン
- ・ 地域内のコミュニティスペース等で仕事もしながら、スキー等の冬期アクティビティを楽しめる長期滞在者向けのプラン
- ・ 夏期と同様、地域の地酒やワイン・ビールと、地域の素材を使った料理を楽しめるメニュー 等

対応言語：夏季 繁体字、(日本語) / 冬季 英語、(日本語)

コンテンツ販売主体者：台湾旅行会社 等

(2) 受入環境整備事業

道北地域における冬期スノーアクティビティ・スキー場を紹介するリーフレットを制作し、主要観光案内所や宿泊施設等に配布する。

- ① パンフレット等作成

(3) 新たな旅のスタイルへの適応内容

- ① 遵守するガイドライン

(一例)

- ・ 外食業の事業継続のためのガイドライン（(一社)日本フードサービス協会、(一社)全国生活衛生同業組合中央会）

- ・ 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（日本旅行業協会、全国旅行業協会）等
- ② 本事業に係る独自の感染症対策

(一例)

※特に、次の事項については徹底した形で対策を行う。

- ・ 北海道スタイルを実践する施設の利用
- ・ 使用するバスは定員の半分以上を最大乗客数とする
- ・ スタッフ・ゲストの検温実施（ツアー開始1週間前からとツアー中）
- ・ 移動時間を含め常時マスク着用、手指用アルコール消毒液とアルコール除菌シートで小まめな消毒・除菌、バス車内の消毒と換気、食事処では席の間隔を十分にとる・食べている時以外のマスク着用の徹底
- ・ ワークショップの原則オンライン開催 等

(4) 目標と成果指標

① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット

- ・ 旅行商品開発数、6件（2022年3月時点）

アウトカム

- ・ 今年度招請旅行会社の専門家6名（社）に対し商談（1回）を実施し、造成をする旅行商品6件のうち3件（もしくは3社）につき販売確約を得る。（2022年3月時点）
- ・ リーフレットデータのweb上閲覧回数：平均300回数/月

② 受入環境整備事業

アウトプット

- ・ 英語リーフレット配布数：2000部（2022年2月時点）

アウトカム

- ・ リーフレットデータのweb上閲覧回数：平均300回数/月

(5) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること。

11. 予算上限額

9,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、一部事業の中止や見直し、金額の変更等を行う場合がある。

12. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

- ①費用項目の明細を記載すること。

- ※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等
②日本円で記載を原則とすること。

13. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。
- (2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。
- (3) 企画提案書の冒頭に全体構成を記載すること。
- (4) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 企画提案にあたっては、地域に対してヒアリングを実施する等、地域の現状や意向を十分に踏まえた企画提案を行うこと。

14. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部）
※提出する企画提案書について、業務従事者氏名、社名等を記載しないものについては必ずデータでも提出すること。
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
地域支援本部 広域観光部（担当：小室）
TEL：011-231-2900 Email：saori_komuro@visithkd.or.jp
- (3) 提出期限 令和3年6月22日（火） 15:00
- (4) 提出方法 持参または郵送による。
※ 郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。
※ 業務従事者氏名、社名等を記載しない企画提案書については、別途必ずデータでも電子メール、ROM等により納品すること。（但し、データのみ提出は認めない。（1）に記載の部数は別途指示通りの期日までに指定場所に納品すること。）

15. 企画提案に関する審査

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
 - (2) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
 - (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
 - (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
 - (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす。
 - (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。
 - (7) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行った上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。
- * なお新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、ZOOMシステムを用いた遠隔での審査会の開催、もしくはプレゼンテーションを実施せず、書面審査をもって受託者選定とする場合もある。その際は速やかに審査対象者に連絡をする。

16. 企画提案の評価基準

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性

提案内容が地域の現状や課題を的確に捉え、かつ地域の意向を踏まえたものとなっているか。また、本事業の目的に合致するものとなっているか。

(2) 実現性

提案内容に具体性があり、かつ全体の計画が実現可能なものとなっているか。

(3) 業務遂行能力

提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

17. 業務上の留意事項

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 業務内容の詳細については、提案内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 本事業は観光庁の令和3年度に実施する「令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、本指示書及び観光庁が示す要綱に従った業務遂行とすること。なお、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

18. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (5) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以上